

平成 26 年 第 11 回 農業委員会総会

日 時 平成 26 年 11 月 25 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸 満 市 役 所 3 - C 会 議 室

会長 国吉 真昭	代理 大城 茂治	1 番 宮里 良淳	2 番 百次 仁一
	4 番 大城 誠常	5 番 山城 学	6 番 島當 道広
7 番 新垣 芳隆	8 番 玉城 信榮	9 番 徳元 加栄	10 番 賀数 宏
11 番 玉城 秀則	12 番 大小堀 旭	13 番 具志堅繁光	14 番 長嶺 功
	16 番 金城 勲	17 番 大城えり子	18 番 大本 秀子
19 番 眞榮里 保	20 番 玉城 正智	21 番 金城 早苗	22 番 伊敷 幸栄

【欠席委員】

3 番 仲西 栄二

15 番 友利 一彦

【職務のために出席した職員】

新垣 康德

兼城 浩康

国吉 孝

【議事録署名人】

5 番 山城 学

6 番 島當 道広

【議事日程】

- 日程第 1 議案第 44 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 47 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
- 日程第 5 議案第 48 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 26 年 第 11 回 総会 議事録

会長	時間になりましたので、総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、3 番仲西栄二委員、15 番友利一彦委員から欠席の連絡がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立しています。それでは会長よろしく願います。
会長	今年も残すところ一ヵ月あまりで忙しくなりますが体調に気をつけて頑張っていきたいと思います。去る 11 月 5 日に農業者年金の説明会がありました。次に 13 日に南部会長会の研修会についてです。午前中はピーマンの出荷場を視察し、夜は懇親会が行われました。14 日は研修会とパークゴルフ大会がありました。パークゴルフ大会では見事、団体優勝することが出来ました。それでは、第 11 回農業委員会総会を進めていきたいと思います。本日の議事録署名員が 5 番山城学委員、6 番島當道広委員です。次回調査委員が 7 番新垣芳隆委員、8 番玉城信榮委員、9 番徳元加栄委員となっています。 日程 第 1 議案第 44 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 8 件 日程 第 2 議案第 45 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件 日程 第 3 議案第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件 日程 第 4 議案第 47 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件 日程 第 5 議案第 48 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 29 件
会長	【議題の審議】 それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 44 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 8 件を議題とします。事務局の説明の後、委員の皆さんの質疑応答をお願いします。それでは事務局お願いします。
事務局	はい、それでは 2 ページお開き下さい。1 番は、喜屋武の 1 筆で売買による所有権移転の設定です。2 番は、束里の 2 筆で 5 年間の使用貸借となっております。3 番は、宇江城の 1 筆で売買による所有権移転です。4 番は、束里の 1 筆で売買による所有権移転です。5 番は名城の 2 筆と小波蔵の 6 筆で贈与による所有権移転です。次に 3 ページ

	ージをお開きください。6 番は、大度の 1 筆で売買による所有権移転です。7 番は、喜屋武の 2 筆で 5 年間の賃貸借権の設定です。8 番は真栄里の 5 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。以上です。
会長	では、事務局からの説明をふまえて委員の皆さんのご意見等よろしくお願いします。
委員	はい、2 番の件です。もし、使用貸借期間が切れた場合はどうなりますか。
事務局	使用貸借期間が切れた場合は、返還通知書の提出がなければ更新するものとなっています。
委員	わかりました。
会長	他にございませんか。
委員	はい、4 番の件についてですが利用権の申請も同時に行っているのですか。
事務局	利用権同時設定しているということで備考欄に記載しています。利用権の同時申請や市街化区域で申請があった場合は、備考欄に記載しています。
委員	わかりました。
会長	他に意見等ございませんか。
委員	特になし。

会長	それでは、議案第 44 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは、次に議案第 45 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、5 ページをお開きください。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてです。1 番は米須の 1 筆で、農地区分は第 3 種農地です。用途は一般住宅への転用となっております。以上です。
会長	では、議案第 45 号の案件につきまして本日の調査員のご意見、調査報告等をお願いします。
調査員	みなさんこんにちは。今回の調査は、4 番の大城誠常委員、5 番の山城学委員、6 番の島當道広委員の 3 名で調査して参りました。では航空写真の 6 ページをお開き下さい。周辺は住宅地で、転用しても特に問題ないと 3 名の意見は一致しました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。
委員	今までは資料に公図が添付されていたのですが、今回は何故、4 条と 5 条は公図が添付されていないのですか。
事務局	公図と航空写真を兼ねているということで省いております。
委員	わかりました。
会長	他にございませんか。

委員	特になし。
会長	それでは、議案第 45 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	それでは次に議案第 46 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 4 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは、8 ページをお開きください。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてです。1 番は阿波根の 1 筆で、第 2 種農地です。用途は、一般住宅への転用で、売買による所有権移転です。2 番は大里の 1 筆で、第 3 種農地です。用途は一般住宅への転用です。3 番は米須の 2 筆で、第 1 種農地です。4 番は潮平の 1 筆で、第 3 種農地です。用途は自動車整備工場への転用で、賃借権の設定です。以上です。
会長	では、議案第 46 号の案件につきまして、本日の調査員のご意見、調査報告等お願いします。
調査員	本日の調査は、4 番大城誠常委員、5 番山城学委員、6 番島當道広委員の 3 人で調査して参りました。では航空写真 9 ページご覧ください。阿波根の部落になりますが、こちらは隣接する住宅が数軒あり、第 2 種農地で白地ということなので特に問題はないかと思います。次に航空写真の 10 ページご覧ください。大里になりますが、白地区域の 3 種農地ということでこちらも特に問題はないかと思います。次に航空写真の 11 ページご覧ください。米須になりますが、第 1 種農地ではありますが農振法上は白地区域で集落に接する例外規定に該当すると思われますので特に問題はないかと思います。次に航空写真 12 ページご覧下さい。潮平になりますが、第 3 種農地の白地区域ということで特に問題はないと 3 名の意見で一致しました。

会長	はい、では調査員の説明が終わりましたので、委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 46 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では次に議案第 47 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 3 件を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 15 ページをお開きください。議案第 47 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてあります。読み上げて同意を求めたいと思います。 議案書を読み上げて説明(内容省略)
会長	はい。説明が終わりましたので、ご意見、ご質問をよろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 47 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。

会長	ありがとうございました。それでは、次に議案第 48 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 29 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 19 ページお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。 議案書を読み上げて説明(一部内容省略) 26-59 から説明致します。26-59 は真栄里の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定で、パイプハウス事業の申請ということです。26-60 は照屋の 1 筆で 10 年間の貸借権の設定です。パイプハウス事業の申請ということです。26-61 は、阿波根の 1 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。パイプハウス事業の申請ということです。26-62 は座波の 1 筆で 10 年間の貸借権の設定、サトウキビの規模拡大となっています。次に 20 ページお開き下さい。26-63 は、与座の 1 筆で 10 年間の貸借権の設定です。26-64 は小波蔵の 2 筆で 7 年間の貸借権の設定です。花卉の規模拡大です。26-65 は小波蔵の 2 筆で 7 年間の貸借権の設定です。花卉の規模拡大となっています。次に 21 ページお開き下さい。26-66 は小波蔵の 2 筆で 3 年間の貸借権の設定で、農協を介しての設定であります。野菜の規模拡大となっています。26-68 は真壁の 3 筆で 10 年間の使用貸借権の設定です。パイプハウス事業の申請となっております。次に 22 ページお開き下さい。26-69 は真栄平の 1 筆で使用貸借の 9 年間の設定です。26-70 は米須の 1 筆で 10 年間の使用貸借です。野菜の新規就農となっています。26-71 は米須の 1 筆で 10 年間の使用貸借でサトウキビの規模拡大です。26-72 は伊原の 1 筆で 10 年間の使用貸借です。野菜、サトウキビの規模拡大となっています。26-73 は喜屋武の 3 筆で貸借権の設定で、野菜の規模拡大となっています。次に 24 ページお開き下さい。26-77 は伊原の 1 筆で 5 年間の使用貸借設定ですパイプハウス事業の申請です。26-78、26-79、26-80 は阿波根の 3 筆で 9 年間の使用貸借で、3 筆ともパイプハウス事業の申請となっています。次に 25 ページお開き下さい。26-81 は真栄里の 1 筆で 10 年間の使用貸借の設定です。パイプハウス事業の申請となっています。26-82 は真栄里の 1 筆で 10 年間の使用貸借です。パイプハウス事業の申請となっています。26-83 は糸州の 1 筆で 10 年間の使用貸借の設定です。パイプハウス事業の申請となっております。26-84 は糸州の 1 筆で 10 年間の使用貸借の設定です。パイプハウス事業の申請となっています。26-85 は新垣の 1 筆で 10 年間の使用貸借の設定です。パイプハウス事業の申請となっています。26-86 は山城の 1 筆で 10 年間の使用貸借の設定です。パイプハウス事業の申請となっております。26-87 は阿波根の 1 筆で 10 年間の使用貸借の設定で野菜の規模拡大となっています。以上です。

会長	では事務局からの説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等をよろしくお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは、議案第 48 号について議案通り決定してもよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
事務局	来月の総会は 12 月 24 日(水)となっております。よろしくお願いします。
会長	では、みなさん来月もよろしくお願いします。以上で本日の総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。
議事録署名人 5 番 山城 学 6 番 島當道広	

--	--

